

第222回埼玉県都市計画審議会

平成25年7月2日午後2時00分開会

場所 浦和ロイヤルパインズホテル

○事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第222回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、委員の出席状況について御報告させていただきます。現在20名の御出席をいただいておりますので、2分の1以上の定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立いたしましたことをここに報告させていただきます。

ここで本日の資料を確認させていただきます。事前にお送りいたしました資料ですけれども、まず「配付資料一覧表」、「委員名簿」、「議案概要一覧表」、「議案書」、それから右肩に「別添」と書いた冊子、それから右肩に「参考資料」と書いた冊子とございます。それから、本日机の上のほうに配らせていただきました「次第」、「座席表」、また本日現在の「委員名簿」、また参考といたしまして「まちづくり埼玉プラン」をお配りさせていただいております。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○事務局 それでは、今年度初の都市計画審議会でございますので、ここで委員の皆様を御紹介させていただきます。

まず、当審議会の会長であり、筑波大学大学院教授の谷口守様でございます。

○議長（谷口） 谷口でございます。よろしくお願いいいたします。

○事務局 埼玉県都市計画審議会条例第2条第1項第1号に規定いたします学識経験者の委員といたしまして、弁護士の石川和子様でございます。

○石川委員 石川でございます。

○事務局 東京国際大学教授の松村敦子様でございます。

○松村委員 松村でございます。よろしくお願いいいたします。

○事務局 早稲田大学教授の後藤春彦様でございます。

○後藤委員 後藤です。よろしくお願いいいたします。

○事務局 埼玉県農業会議副会長の田端講一様でございます。

○田端委員 田端です。よろしくお願いいいたします。

○事務局 埼玉県商工会議所連合会副会頭の久松敏三様でございます。

○久松委員 久松です。よろしくお願いいいたします。

○事務局 次に、同条例第2号に規定します関係行政機関の委員といたしまして、関東運輸局長の原喜信様でございます。本日は代理として埼玉運輸支局次長の久松宏様にお越しいただいております。

- 久松代理 久松でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局 関東地方整備局長の森北佳昭様でございます。本日は、代理として大宮国道事務所長の真田晃宏様にお越しいただいております。
- 真田代理 真田でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局 次に、同第3号に規定いたします市町村長を代表する委員といたしまして、新座市長の須田健治様でございます。
- 須田委員 須田でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局 滑川町長の吉田昇様でございます。
- 吉田委員 吉田です。よろしくお願いいたします。
- 事務局 次に、同第5号に規定いたします市町村の議会の議長を代表する委員といたしまして、熊谷市議会議長の松浦紀一様でございます。
- 松浦委員 松浦です。よろしくお願いいたします。
- 事務局 小川町議会議長の松本修三様でございます。
- 松本委員 松本です。よろしくお願いいたします。
- 事務局 次に、同第4号に規定いたします県議会議員の和田浩様でございます。
- 和田委員 和田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局 荒川岩雄様でございます。
- 荒川委員 こんにちは。よろしくお願いいたします。
- 事務局 鈴木弘様でございます。
- 鈴木委員 よろしく申し上げます。
- 事務局 小林哲也様でございます。
- 小林委員 よろしく申し上げます。
- 事務局 井上直子様でございます。
- 井上直子委員 よろしく申し上げます。
- 事務局 醍醐清様でございます。
- 醍醐委員 よろしく申し上げます。
- 事務局 井上航様でございます。
- 井上航委員 よろしく申し上げます。
- 事務局 次に、同条例第3条第2項に規定いたします専門委員といたしまして、埼玉県住宅供給公社理事長の前田一彦様でございます。
- 前田委員 前田でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局 なお、同条例第2条第1項第2号に規定いたします関係行政機関の委員といたしまして、関東農政局長の藤本潔様でございますが、本日付で関東農政局長に御就任され、現在委嘱手続中の

ため、本日はお越しいただいております。

また、本日は御出席いただいておりますが、同条例第2条第1項第1号に規定する学識経験者の委員といたしまして、浦和大学特任講師の井岡由美子様、同条例第3条第1項に規定する臨時委員といたしまして、関東財務局長の坂本正喜様、関東経済産業局長の安藤久佳様、埼玉県警察本部長の金山泰介様に御就任いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここで幹事を代表いたしまして、南沢都市整備部長から御挨拶申し上げます。

○幹事（都市整備部長） 埼玉県都市整備部長の南沢でございます。初回の審議会でございますので、幹事を代表いたしまして御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、日ごろから埼玉県の都市計画行政の推進に御支援、御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

本審議会は、45年前の昭和44年7月2日、本日設置されました。以来221回開催され、4,979案件を御審議いただきました。また、平成19年2月には、時代の潮流を見据えた「埼玉の都市計画の基本方向」という御提言を審議会からいただきました。おかげさまで、土地利用の制限や誘導、都市整備の事業化など、県内各地の都市計画や都市づくりが進展してまいりました。また、平成19年の御提言を踏まえ、お手元にごございます埼玉の都市計画の基本指針であるまちづくり埼玉プランを策定させていただきました。

さて、近年の都市計画法の改正などにより、地方自治体、特に市町村の都市計画決定権限の拡充が順次なされまして、地域がみずからの意思と責任でまちづくりを進める時代になってまいりました。一方、本県におきましても、少子化、生産年齢人口の減少、高齢人口の増加と高齢化率の急上昇が続いております。そう遠くない将来、本県の人口も減少に転じると見込まれております。地域活力をどのように維持し、あるいは高めていくかが大きな課題となってまいりました。

また、東日本大震災では安心安全や防災減災の大切さを改めて再認識させられました。さらに、エネルギー、電力問題、緑や環境の保全など地球環境問題を意識した取り組みも求められてきております。都市計画や都市づくりにおいては、こうしたさまざまな状況変化を踏まえ、今まで以上に創意工夫することが必要になっております。

県といたしましては、市町村と連携して、安心安全の確保や、住みたい、立地したい、行ってみたいと思っただけのような選ばれる埼玉を目指し、都市づくりに取り組んでまいります。委員の皆様には、引き続き御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○事務局 ここで、県議会議員の権守幸男様でございますが、お見えになる予定ですが、ちょっと遅れているようですので、この場をお借りして御紹介させていただきます。

それでは続きまして、この後は審議会条例第5条第1項の規定により、谷口会長に議長として進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口） 皆さん、こんにちは。これからいろいろよろしくお願いいたします。

大変御多忙のところ御出席いただきましてありがとうございます。皆様の御協力をいただいて、審議は慎重かつ効率的に進めてまいりたいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

最初に、まず会議録の署名委員を決めないといけないんですけれども、本議会の運営規則第5条第2項という規定がございまして、そこでは私から指名させていただくということになっておりますので、署名委員は松村委員さん、和田委員さん、お二人にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、この審議会は埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取り扱い要綱に基づきまして原則公開ということになっております。案件によりましては個人情報等がございますが、本日の案件は非公開にすべきではないというふうに思われる案件でございますので、原則公開という形で進めてさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

それでは、本日の審議会は原則公開という形で進めさせていただきまして、もし案件の中で特に非公開にすべきものがございましたら、事務局のほうからまた御指摘いただければというふうに思っています。

それでは、傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 はい。

○議長（谷口） それでは、ここで傍聴者の入場を許可いたします。

〔傍聴者入場〕

○議長（谷口） 皆さん、お入りになりましたか。

それでは、議事に入ります前に傍聴者の方に傍聴上の注意を申し上げます。先ほど事務局よりお配りいたしました傍聴要領をよく読んでいただいて遵守していただければというふうに思っています。この傍聴要領に反する場合には退場していただくこととなりますので、御了解ください。

それでは、ただいまより第222回埼玉県都市計画審議会の議事に入ります。

本日は、お手元の次第にありますとおり、議第4980号「飯能都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」など都市計画法にかかわる10議案、土地区画整理法及び建築基準法の規定に従い、本都市計画審議会に付議する3議案の合計13議案について御審議をお願いするのでございます。

それでは、最初の議案といたしまして、議第4980号「飯能都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」から議第4987号「春日部都市計画区域区分の変更について」までの8議案につきましては、それぞれ関連する議案でございます。このため、一括して議題に供します。

それでは、幹事に議案説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の細田でございます。よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、着席にて説明させていただきます。今回は、平成25年度になって最初の都市計画審議会でございます。新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、議案の説明に入る前に、今回御審議いただきます各都市計画の関連性と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の一斉見直しの概要につきまして御説明をさせていただきます。

それでは、前方のスクリーンを御覧ください。初めに、各都市計画の関連性でございますが、県は自然的、社会的条件などを勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定いたします。現在、本県では41の都市計画区域がございます。県は、広域的な観点から、都市計画の基本的な方針を示すものとして、都市計画区域ごとに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランを定めます。県は、この方針に即して、区域区分や国道、県道などの道路、県営公園などの根幹的な都市計画を定めます。

なお、区域区分とは、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分するものです。本県では、都心からおおむね60km圏内の都市計画区域で区域区分を定めております。本審議会では、これら県が定める都市計画について御審議いただくこととなります。

次に、市町村は県が定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や市町村の総合振興計画に即して、市町村の都市計画に関する基本的な方針、いわゆる市町村マスタープランを定めます。そして、この方針に即して、用途地域や都市施設、市街地開発事業などの都市計画を定めます。

続きまして、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の一斉見直しについて御説明いたします。見直しのポイントは、地域主権改革一括法への対応、まちづくり埼玉プランの反映、防災機能の強化及び地球環境への対応の4点でございます。地域主権改革一括法への対応といたしまして、平成24年4月に県から市町村へ都市計画の決定権限が大幅に移譲されましたことから、これを踏まえまして記載内容を見直ししました。

また、本県では、人口減少、超高齢社会の同時進行、経済のグローバル化など、都市を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、今後20年間を見据えた本県の都市計画の基本指針となるまちづくり埼玉プランを平成20年3月に定めております。この中で、埼玉の将来都市像を「みどり輝く生きがい創造都市～暮らし続けるふるさと埼玉～」とし、暮らしやすく、ふるさととして愛着の持てるまち、誰もが生き生きと働いている元気なまち、地域の営みが未来につながるまちを目指すこととしています。これは、都心から同心円状に地域特性が変化する本県の特徴を踏まえまして、都心からおおむね30km以内の県南ゾーン、30kmから60kmの圏央道ゾーン、60km以北の県北ゾーンの3つのゾーンに分けて、地域特性に応じた土地利用の方向性を示したものでございます。今回の一斉見直しにおいて、このまちづくり埼玉プランの方針を反映いたしました。

なお、一斉見直しの進め方でございますが、前回御審議いただきました、そして平成25年3月に

見直しを完了した桶川都市計画区域に続きまして、今回、飯能、川越、蕨、春日部の4都市計画について御審議をいただきます。また、残りの都市計画区域についても、今年度末の見直し完了に向けまして順次手続を進めてまいります。

それでは、個別議案の説明に移らせていただきます。議案書は5ページから249ページでございます。議第4980号から4983号の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について及び議第4984号から4987号の区域区分の変更については、それぞれ同様の考え方により見直しを行っているため、飯能都市計画を代表例として御説明させていただきます。

まず、議第4980号の飯能都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についてでございます。飯能都市計画は、飯能市の一部から成り、県の南西部、都心からおおむね50kmの圏央道ゾーンに位置しています。整備、開発及び保全の方針は、第1. 都市計画の目標、第2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針、第3. 主要な都市計画の決定の方針の3項目で構成しております。

まず、第1の都市計画の目標ですが、1の基本的事項といたしまして、都市計画区域の範囲や規模などを示しました。2の埼玉県都市計画の目標として、まちづくり埼玉プランに掲げる将来都市像及びまちづくりの目標を位置づけました。3の当該都市計画区域の都市計画の目標では、区域の特性と都市づくりの基本理念を明確にし、都市計画の基本理念は、まちづくり埼玉プランの圏央道ゾーンの土地利用の方向性に沿って示しました。4の地域毎の市街地像につきましては、市の基本構想を尊重し、広域的な見地から各拠点機能の配置等を位置づけました。

次に、第2の区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針は、人口及び産業の規模の基準年を平成12年から平成17年に更新するとともに、目標年次を平成22年から平成27年に変更いたしました。

次に、第3の主要な都市計画の決定の方針は、地域主権改革一括法を踏まえ、土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針や、国道、県道、広域公園などの広域的な施設の配置方針を示すこととしました。また、市街地において特に配慮すべき土地利用の方針として、現在の社会情勢を踏まえ、都市防災に関する方針と地球環境への対応に関する方針を追加いたしました。

次に、議第4984号「飯能都市計画区域区分の変更について」でございますが、計画書の表記を変更し、住民に分かりやすいように市街化区域と市街化調整区域の面積を表示することといたしました。また、これまで計画書に記載していましたが、基準年と将来目標の人口につきましては、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に記載することとし、削除いたしました。

なお、今回の見直しでは、市街化区域と市街化調整区域の区分の変更はございません。以上、飯能都市計画区域を代表例として説明させていただきました。

加えまして、川越、蕨、春日部都市計画区域につきましては、それぞれの主な特徴を簡潔に説明させていただきます。初めに、川越都市計画区域でございますが、県のほぼ中央部、都心からおおむ

ね40kmの圏央道ゾーンに位置し、川越市、日高市、川島町の2市1町で構成されています。川越都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更でございますが、都市づくりの基本理念をまちづくり埼玉プランの圏央道ゾーンの土地利用の方向性に沿って示しました。また、地域毎の市街地像につきましては、各市町の基本構想を尊重し、広域的な見地から各拠点機能などを配置いたしました。

次に、蕨都市計画区域は、県の南部、都心からおおむね20kmの県南ゾーンに位置し、蕨市1市で構成されています。蕨都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更でございますが、都市づくりの基本理念をまちづくり埼玉プランの県南ゾーンの土地利用の方向性に沿って示しました。また、地域毎の市街地像につきましては、市の総合振興計画を尊重し、広域的な見地から各拠点機能等を配置いたしました。

次に、春日部都市計画区域でございますが、県の東部、都心からおおむね35kmの県南ゾーンに位置し、春日部市1市で構成されています。春日部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更でございますが、都市づくりの基本理念をまちづくり埼玉プランの県南ゾーンの土地利用の方向性に沿って示しました。また、地域毎の市街地像につきましては、市の総合振興計画の土地利用構想を尊重し、広域的な見地から各拠点機能等を配置いたしました。

次に、川越、蕨、春日部都市計画区域区分の変更につきましては、それぞれ計画書の表記を変更し、市街化区域と市街化調整区域の面積を表示いたしました。なお、いずれも市街化区域と市街化調整区域の区分の変更はございません。

以上御説明いたしました議第4980号「飯能都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」から議第4987号「春日部都市計画区域区分の変更について」まで、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、都市計画法第18条第1項の規定に基づきまして、飯能市、川越市、日高市、川島町、蕨市、春日部市に対しまして意見を照会いたしましたところ、いずれの市町からも賛成との回答をいただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

大変なボリュームですけれども、簡潔に御説明いただきましてどうもありがとうございます。今の御説明に対して、初めてでちょっとよく分からないという方もいらっしゃるかと思いますので、御意見、御質問等あればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

後藤先生、お願いします。

○後藤委員 今回人口フレームというものは消えたわけですね。

○幹事（都市計画課長） 人口フレームの関係でございますけれども、具体的に申しますと、飯能で御確認いただければと思うのですけれども、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

というところで、6ページでございます。区域区分の方針のところでございますして、基準年を平成17年と、それから目標年次を平成27年ということで設定をしております……

○後藤委員 今6ページとおっしゃったのは、40ページのところを横に見たら6と書いてあるところですね。

○幹事（都市計画課長） 失礼いたしました。飯能都市計画のところでございますので、16ページですかね。左下にページが振ってあるのですが……

○後藤委員 ごめんなさい。新旧対照表を見ていたので、40ページと言っちゃったんですけど、16ページでいいですね。

○幹事（都市計画課長） そちらを見ていただきますと、区域区分の方針のところには平成27年の人口ということで人口が載っておりますして、これを市街化区域のほうに配分するというところで考えております。飯能につきましては、市街化区域の拡大はございません。

○後藤委員 私の質問は、人口フレームという言葉は消えたんですかという質問なんです。

○幹事（都市計画課長） 人口フレームという言葉自体はなくなっております。

○後藤委員 確かにこれから人口が減っていくときに、これまでは人口が増加することを前提に都市計画を考えてきた、それが人口フレームという考え方だったわけですが、それはこれから増えるということを前提に計画を立てることができなくなってきたので、それぞれの自治体の総合計画においても、最近では人口フレームを示さないようになってきている。そういう大きな流れの中で、人口が計画のよりどころにはならなくなってきたときに、何をもちょう計画を進めていくか、人口に代わるようなものをよりどころにしないと、なかなかその計画が何を根拠に立てられているかちょっと議論しづらいなというふうに思っていました。ですから、この人口フレームというものが従来区域区分の変更というところに位置づけられていたものを前のほうに持っていったとしても、それは単に区域区分の方針というところの人口の表になってしまったわけで、それが計画のよりどころになるものの位置づけではなくなっている、あるいは同様に、かつては産業規模、要は就業構造別の人口も区域区分の方針のところ載っていたのも今回なくなっちゃっているわけですね。だから、言いたいことは、社会背景の大きな変化でこういうことになっていくということは十分理解できるんですけども、今後都市計画を進めていく上でのよりどころをどこに持つかということきちん議論をしないと、何も根拠がないまま都市計画を進めることになりかねない。そこが少し危惧を持たざるを得ないなというふうに思っていて、今の御説明を伺いました。

○議長（谷口） 事務局、いかがですか。

○幹事（都市計画課長） 今御指摘ございましたように、人口についてはこれから減少時代を迎えるという中で、いわゆる住宅系の開発については、それほど大きな需要はなくなってくるということで考えております。一方で、産業集積につきましては、これは県の政策目標ということで、圏央道が新たに開通してまいりますと、産業立地をさらに県としては進めていきたいということがござい

まして、産業フレームにつきましては、従来とちょっと考え方を変えまして、政策フレームという形で目標をとらせていただくということで、これについては国のほうの農林サイドともそういった形で調整をさせてきていただいているというところでございます。

○後藤委員　しつこいようなんですが、その場合の政策フレームというのは今回の中には記されていないわけですか。

○幹事（都市計画課長）　今回市街化区域を拡大するところがございませぬので、反映されておられませんけれども、今後都市計画区域によっては、工業系の開発を新たに認めて市街化区域に編入するというところがございます。そういったところは、政策フレームをもとに市街化区域の必要面積を算定しているというところがございます。

○議長（谷口）　ちょっと議論がかみ合っていないところがあるようにも思うんですが、恐らく後藤先生の御指摘は、今までどんどん人口が増えていきますよ、産業も増えていきますよというふうなお話の前提で市街化区域をどんどん例えば増やしていきましょうみたいな議論のときの方法論としては今までのやり方で非常によかったんだけど、これから人口減少とかが起こっていく中で、県としても、ある意味権限が自治体におりてしまいましたので、できることは限られていると思うんですけども、そういう中でどうしていったらいいのでしょうかという問題提起をいただいたのかなと思うんですけども、私も同様の問題意識を持っておりまして、ただ自治体がメインで、それこそよりどころは自治体に行ってしまうので、県としてなかなか議論しにくいところかと思うんですが、ちょっと気になったのは、例えば人口のお話でも、例えば飯能市さんとか、それから飯能都市圏、あと川越都市圏は一応実態に合わせて人口減少の方向性でプランを書いておりますけれども、蕨市さんと春日部市さんは、実態は人口が減少しているんですけども、プランとしてはまだ人口が増えるプランを書かれているんですね。自治体が責任を持ってやられるということであれば、ここで止めたりするとかという議論ではないと思うんですけども、一つ一つの自治体に決定の自由がいくとともに、その責任を持っていただかないといけないということだと思うんですね。そうなったときに、そういう意思疎通とかが県と市の間で十分とられておられるでしょうかというふうなことの問題もあるかなと思うんですけども、そういうことも含めていかがでしょうかね。単に政策で市街化区域を増やしていけばいいんですというふうな議論では恐らくなくて、逆の方向性をこれから考えていかなければいけないときに、我々がよりどころにするようなものは何なんだろうかという非常に本質的な御意見なのかなと思ったんですけども。

○幹事（都市計画課長）　非常に本質的な質問でございまして、私としても答えにくいところなんですけども、産業系につきましては、従来のようなトレンドでやるというようなやり方ではなくて、先ほど御説明したように政策フレームということで、これは圏央道の沿線とか新たに高速道路の沿線等にそういう産業拠点を県として積極的につくっていかうということがございますので、これについては政策フレームという形で、トレンドとは別に目標を決めているというところがございます。一

方で人口につきましては、全体としては今後減少傾向ということになると思うんですが、一部県南地域ではまだ人口が伸びているところがございます。

○議長（谷口） 本日の案件は、実態が減少しているんですよね。だから、200ページとか、それから150ページは、右側のほうの実態としての今の数字、平成12年の数字と平成17年の数字を比べると、平成17年のほうがいずれも減少していますよね。だから、既に実態として減少しているところでまだ増加を考えているようなプランが出てきていますよという指摘なんです。だから、県南全域でまだ広く増加が起こっているということでは既にある状況になってきているのではないですかということなんですが。

○幹事（都市計画課長） 市街化区域の面積自体は変えておりませんので、拡大するということではないです。

○議長（谷口） いただいた資料の数字を比較すると、既に減少が起こっていることがこの表から読み取れますよと言っているんです。

○幹事（都市計画課長） 若干減っているところもございますね。

○議長（谷口） だから、全てが増加しているという今の御説明は違いますよね。

○幹事（都市計画課長） 全て増加しているということは言うておりません。全体的には減少傾向だけれども、市町村によっては増えているところもあります。それから、新たに駅ができた、そういう交通条件が変わるといふところもありますので、そういうところは人口が増える要素も当然ございますよと、そういう話をさせていただいたので、全体的に全部減るといふわけではないということでございます。ちょっと説明が不十分で申しわけございません。

○議長（谷口） 後藤委員さん、いかがですか。

○後藤委員 止めようとしているわけでも何でもありませんけれども、重要な議論をしなければいけないタイミングに来ていると思うんです。これまで量の都市計画だったわけですよ。今後は、生活の質をどこまで上げていくかということ判断をしていかななくてはいけない。だから、1人当たりの公園面積を増やすとか、いろんなことがまた別に出てくると思うんです。ですから、そういう要因を考えて、そちらのほうもある意味政策的に誘導していくようなことがこれから起こっていかないと、従来のやり方でもだめだし、従来のやり方のまじった人口フレームというものだけとっちゃってもまずいので、その先をそろそろ頑張ってみんなで考えていきませんかという問題提起だとしていただければ結構です。

○幹事（都市整備部長） 少し論点がずれるかもしれませんが、フレームという意味では、従来の都市計画ですと、人口に関しては、いわゆる拡大フレーム、市街化区域内におさまらないので、これだけの市街化区域を拡大させるフレームをという形で今まで展開してきました。現在になると、ほとんど市街化区域におさまらないような人口のフレームはなくなってきておりますので、それは個々の都市計画区域の状況に応じて必要に応じて拡大を行うというような形で方針転換を行ってきて

おります。ある意味で、都市計画のフレームという意味では、都市計画区域全体の人口がこれからフレームになって、それをどういうふうに住んでいただくとか、より環境のよいまちにしていただくのかというような形で、都市計画区域全体の人口をこれからはフレームとして考えてやるべきなのではないかというふうに考えております。

○議長（谷口） いかがでしょうか、ほかに御意見、御質問等。

荒川委員さん、お願いします。

○荒川委員 後藤先生は学者なので、はっと私も思ったんですが、ただこれは一般的な素人目で考えて、どっちが先なんですかね。人口が減っていくから市街化区域を減らしていくのか、あるいはある都市では、市街化区域を増やすというより人口を増やそうなんて、努力しようなんてまちもあるんですよね。住みよいまちにする、おらがまちはすばらしいんだと、市長選なんかではよくそうやって言いますよね。そうすると、うちに住みませんか。市街化区域を増やしますよと。だから、計画が、人口が減るからなのか、人口を増やそうと、どっちが先なのか、卵と鶏、後藤先生、もう一回ありますか、素朴な質問なんですけど。

○後藤委員 私がお答えできるかどうか分からないですけども、今確実にこれまで満ち潮であったものに対して、潮が満ちてくることに対してどうやって堤防を築くかというのが都市計画の考え方だったと思うんです。要は都市化の圧力が東京のほうから郊外に向かって伸びてきた、それにどうやって対抗しようかということだったと思うんですが、今度引き潮になっちゃったわけですよ。そうすると、従来のやり方では何も抵抗できないような状況になっているわけで、そこはもうこれまでの単に量をどうやって押しとどめるかということではなくて、先ほどおっしゃったように、住みよいというお話がありましたけども、生活の質をどうやって高めていくかという議論にそろそろ変わってきているんじゃないかなというふうに思います。ですから、人口減少と増加、鶏と卵の関係とおっしゃったんですけど、そういうことよりも、時代はプッシュからプルに大きく変わってきていて、そこで頑張らないと、また都心回帰ということで、より人が逃げていってしまう可能性もあるわけです。あるいは、そこで競争関係が生じるようなことも当然隣のまちとの間で出てくるような、そういう中で非常に質の高いまちや環境をどうやってつくっていくかというところに都市計画の軸足が大きく移ってきているのではないかなという、そういう問題提起をさせていただいて、ぜひそのあたりの御議論を県を中心に進めていただくというのが、個々のことは市町村のほうに移していく中で、相互の調整を俯瞰的にされるのは県の重要なお仕事なのではないかなというふうに思って、そのような発言をさせていただきました。

○議長（谷口） 非常に本質的な御意見どうもありがとうございます。

いかがでしょうか。他にございませんか。

[発言する者なし]

○議長（谷口） ございませんようでしたら、これより採決に入らせていただきます。

8議案のうち、まず議第4980号から議第4983号までの都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画の基本的な方向性を示すものですから、議第4984号から議第4987号までの議案に先立ちまして、先に採決させていただきます。

それでは、議第4980号から議第4983号の4議案につきまして、原案のとおり決定するというところで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） 御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。

それでは続きまして、後半部分ですが、議第4984号から議第4987号の4議案、4つの都市計画区域区分の変更につきまして、一括して採決させていただきます。

議第4984号から議第4987号の4議案につきまして、原案のとおり決定することで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。どうもありがとうございました。

それでは続きまして、次の議題に移りたいと思います。

議第4988号は、寄居都市計画道路の変更についてということで、これを議題に供します。

幹事に議案説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第4988号「寄居都市計画道路の変更について」説明をさせていただきます。

議案書は251ページから259ページでございますが、前方のスクリーンを御覧ください。寄居都市計画区域でございますが、県の北部に位置する寄居町及び深谷市の一部の1市1町で構成しており、都心からおおむね70kmに位置しております。今回変更いたします都市計画道路3・4・20東伴場地通り線は、県道赤浜小川線を起点として、東武東上線を横断して一般国道254号へ至る延長840m、幅員16mの道路でございます。

東武東上線の男衾駅東口におきまして、寄居町が現在の街並みを生かしながら新たにゆとりある住宅区画の形成を図るため、道路網の変更を計画しております。これにより、南側上町通り線のルートが変更となり、東伴場地通り線との交差位置が東側に約160m移動いたします。このため、本路線に設けていた右折車線の区間を移動した交差位置に合わせるため、一部区間の道路幅員を変更するものでございます。

以上説明いたしました東伴場地通り線の変更につきまして、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、都市計画法第18条第1項の規定に基づきまして、寄居町に対して意見を照会いたしましたところ、賛成との回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。特にございませんかね、道路のごく一般的な変更でございますけれども。

〔発言する者なし〕

○議長（谷口） それでは議第4988号、この議案につきまして採決をいたします。

議第4988号の議案につきまして、原案のとおり決定するということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） ありがとうございます。

御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議第4989号「春日部都市計画公園の変更について」ということで、これを議題に供します。

幹事に議案説明をお願いいたします。

○幹事（公園スタジアム課長） 公園スタジアム課長の新井でございます。議第4989号「春日部都市計画公園の変更について」御説明をさせていただきます。恐縮ですが、着席にて説明させていただきます。

議案書のページは、261ページから267ページでございますが、前方のスクリーンで説明をさせていただきますので、スクリーンを御覧いただきたいと思います。本議案は、春日部都市計画区域に関する議案でございます。春日部都市計画区域は、県の東部に位置する春日部市1市で構成しておりまして、都心からおおむね30kmに位置してございます。今回追加いたします新たな森公園は、東武野田線の豊春駅の南東約2kmに位置しておりまして、春日部市とさいたま市岩槻区の境に位置する面積約16haの総合公園でございます。

埼玉県内では、これまで30年間に約6,500haのみどりが失われてまいりました。県では、これらの失われたみどりを再生する取り組みを進めております。新たな森公園は、みどりの少ない都市部におきまして、みどり再生のシンボルとなる都市公園として計画をするものでございます。本案につきましては、都市計画法第17条第1項の規定に基づきまして、平成25年5月7日から2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、都市計画法第18条第1項の規定に基づきまして、春日部市に対し本議案について意見照会をいたしましたところ、賛成との回答をいただいております。どうぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

公園の名前が新たな森公園という名前なんですね。

○幹事（公園スタジアム課長） 今現在は、都市計画上は新たな森公園という形で名称をつけており

ますけれども、今後具体的な名称の公募などは考えているところでございます。

○議長（谷口） 御質問ですか。

○荒川委員 さいたま市と違って、この辺だと公園にする土地は幾らでもあるんだと思うんですが、新たな森なんです。春日部近辺には、東部地区というと、動物園があつたり公園だらけのように見えてしまう。また新しくこの新たな森なんです。近所にはどういうあれがあるんですか。近所にあることには余り関係ないんですか。この近辺に公園はいっぱいあるとか、あるいは自然に富んでいるとか。

○幹事（公園スタジアム課長） 今回の箇所の選定を進める中におきましては、県営公園の配置状況などのバランスなども踏まえて検討したところでございます。そうした中で、市の総合振興計画等である程度公園の候補地となっているようなところのピックアップをしながら、学識の先生の御意見等もいただきながら、防災的な面での活用だとか、そういったことも含めてこの箇所を選定してきたということでございます。

○荒川委員 16haと言ったっけ。どのくらい広いのかちょっとわからないんだけど、例えば大宮公園をピックアップすると、どのくらいなんだろう。

○幹事（公園スタジアム課長） 16haですから、400m掛ける400mなんですけども、大宮公園で言いますと、大宮の第1公園が34.6haというところでございます。ですから、その半分程度という理解なのかなというふうに思っております。

○荒川委員 ここは、もとは田んぼだった。それとも畑。

○幹事（公園スタジアム課長） もとは田んぼで、現在も耕作されている場所でございます。

○議長（谷口） よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○田端委員 荒川先生の意見にちょっとついでなんですけども、もとは田んぼで、今耕作していらっしゃる。また、意見を聞いてみると、反対意見がなかったということもあるので、地元の春日部市としても賛成意見でまとまっているんだったら仕方ないかなと。我々農業者の立場とすると、農業をするところも緑豊かな場所ですので、地元がよかったら別にいいかなと。優良農地なので、見たところ、基盤整備も整っていらっしゃるらしいし、私は現場を見ていませんので、はっきり言えませんが、地元が賛成なら仕方ないかなという気がいたします。

○議長（谷口） 特にお答えございませんか。

○幹事（公園スタジアム課長） この場所につきましては、農振法の区域にはなっておりませんが、農振の白地ということになっていて、あその前方のスクリーンで見ますと、緑ですとか上の紫のところに比べますと、農業的な面での利用というものに対するプライオリティーが低くなっている場所という状況になってございます。

○議長（谷口） いわゆる農振ではないということですね。

○幹事（公園スタジアム課長） いわゆる白白という地域で、農振法の適用を受けていない場所でございます。

○議長（谷口） 一見して、田端委員さんがおっしゃるように、形状から見たら受けているように見えるんですが、受けていないということだそうです。

いかがでしょうか。

○田端委員 でも、ここは基盤整備はなされていますよね、この絵から見ると。何年ごろやって、恐らく基盤整備したときは国、県のお金は使ってやっていると思うんですよね。これは、地元で区分割りして白白にしたのだと思うんですけども、地元がいいならいいです。結構です。

○幹事（公園スタジアム課長） 現地は確かに区画もきれいに整備されている場所ですけれども、昭和50年ごろにその辺の基盤整備がなされたというふうに聞いております。

○議長（谷口） はい、どうぞ。

○須田委員 ちょっとお伺いいたします。

私どもが考えるには、埼玉県は今田畑を保全していくという考え方が基本的にあるんじゃないかなというふうに思っているんです。農地を転用していく場合には、区画整理等の整備が必要だというふうに思うんですけども、その反面、県南は特にそうですが、どうしても雑木林がなくなっていく、山林が住宅地になっていくという状況があります。そんな埼玉県の状況の中で、こういった耕地整理もできているような田畑を買い上げて……これは買い上げじゃないのでしょうか。どういうふうにされるのか、ちょっとお聞きしたいんです。もし買い上げだとしたら、こういったところを買い上げて山林にしていくというやり方が県の方針とはちょっと違うんじゃないか。ちょっと疑問に思うんですが、この辺の県の農地を保全するという考え方と、山林、雑木林を残すという考え方と、こういった田んぼを山林にしていくという考え方とちょっと矛盾を感じるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（谷口） 御回答をお願いします。

○幹事（公園スタジアム課長） まず1点ですけども、これにつきましては御指摘のとおり買い上げによって公園をつくっていくという考え方でございます。今お話があった点については、ごもっともな面もあると思うんですけども、今回につきましては、埼玉県の中で今みどりの再生という大きな県政の施策、取り組みを進めております。その一つのシンボリックな事業という形でこの新たな森公園の整備に取り組もうとしているところでございまして、基本的に農地を守っていこうだとか、そういった考え方というのは当然ある話だと思うんですけども、ここにつきましては、そういう県の施策遂行の上で特異なケースでもあるのではないかなというふうに理解しております。

○議長（谷口） なかなか議論になっているのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうかね。基本的には、二重投資的なことはうまく避けてという御要望が出たのかなと思うんですが、ただ地元の御要望が強ければということと、あと埼玉県が特に力を入れておられる

案件であるというふうなことも勘案していただいてお考えいただくということなのかなというふう
に思います。

いかがでしょうか。御異議があれば、またちょっと考えたいと思うんですけども、いかがで
しょうか。採決に入ってよろしいでしょうか。それとも、もう少し御意見等ございますでしょうか。

○荒川委員 さいたま市なんかに住んでいるとうらやましい限りなんだよね、県が買い上げて公園に
するというの。地方だと、そういう広いところを行ってもただ。問題は農地なんですよ。田ん
ぼを林にしてしまうと。公園にしてしまうということで、確かにそういう問題がある。私は、これ
に反対とか何とか、そういうのじゃないんだけど、こういうのがこれからどんどん、どんどん起き
てきてしまうと問題かなと。

○議長（谷口） そういう御指摘をいただいたということで、よろしいでしょうかね。

はい、どうぞ。

○鈴木委員 今荒川委員がお話ししましたけれども、非常に慎重なほうがいいなと思いつつも、前
例ということにこれがある可能性があるのかなと思っていますから、ただし地元がどうしても賛成
だということであればやむを得ないのかなと思っていますけど。

○議長（谷口） 一応確認なんですけど、地元の御意見としてはどういうことなんでしょうか。

○幹事（公園スタジアム課長） これまでこの関係につきまして、平成24年に1回、平成25年に3回
の地権者や地元の住民の皆さんに対する説明会を開催しております。その中で、特に事業に反対と
いう声は聞いていないという状況でございます。

○議長（谷口） はい、どうぞ。

○松浦委員 先ほど特異な例という発言があったんですけども、その特異な例という発言の意味がち
よっとわからないので、その御説明をお願いしたいのと、あともう一つ伺いたいですけども、地
元がオーケーということであれば、今後地方分権ということで、県としては、そういう形でしてい
ただくという県の方針というふうに捉えてよろしいんでしょうか。

○幹事（公園スタジアム課長） 特異な例の話ですけども、ここだけの例ではなくて、ほかの市町
村においても、実際に田畑等を買収して公園を拡張するというようなケースというものはございま
す。ただ、16haの公園、かなりまとまった面積でございますので、こういったケースというのは少
ないのではないかとという意味で特異という言葉をお理解いただければ幸いです。あと、こ
ういった整備が県の方針なのかということですが……

○議長（谷口） 御質問は、地元がオーケーと言えばオーケーですかという御質問だったと思います。

○幹事（公園スタジアム課長） 県として、いろいろな政策の中でこういう事業の取り組みを進めて
いくわけですけども、地元の反対があるとなかなか難しい面もあると思いますけども、地元の賛成
というのは事業を進めていく上での一つの重要な意思ということで、受けとめていきたいというふ
うに考えております。

○松浦委員 この画面に映っている図を見ると、岩槻区のほうになると思うんですが、すぐ隣接したところに公園があるようなんですけども、この距離と、公園のすぐ横、これは公園の拡張というふうな捉え方で考えていらっしゃるのか、その辺がなぜこの場所なんだろうなどちょっと思ったんですけども。

○幹事（公園スタジアム課長） 距離の話なんですけれども、距離としますと四、五百mぐらい離れているように、地図の上でそういうふうに確認できます。川通公園につきましては、野球場とか、そういった関係の施設ということになっておりまして、新たな森公園とはちょっと公園の性格が違うのかなというふうに、そんなふう考えているところです。川通公園につきましては、周辺が今いろいろな流通団地といいますか、流通基地としての整備が進められているような、非常にある意味では開発が進んでいる場所というところでございます。

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

それでは、採決に入ろうかと思うのですが、よろしいですか。議論を尽くされましたでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、採決に入りたいと思います。

議第4989号、この議案につきまして採決をいたします。いろいろ御意見はいただきましたが、それらのことも今後の県政に生かしていただくということで、原案のとおり採決するということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたしました。どうもありがとうございます。

きょうは長いですね。まだございます。以上が都市計画法にかかわる審議でございました。

次は、土地区画整理法に基づく議第4990号「和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業の事業計画の変更に係る意見書について」を議題に供します。

それでは、幹事に議案の説明をお願いいたします。

○幹事（市街地整備課長） 市街地整備課長の渡辺でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

資料がございますので、着座して説明させていただきます。前方のスクリーンを御覧ください。議第4990号「和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業の事業計画の変更に係る意見書について」御説明を申し上げます。議案書は269ページから275ページとなっておりますが、前方のスクリーンにて御説明を申し上げます。

和光市が施行いたします和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業の事業計画の変更案を平成25年2月18日から3月3日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、権利者278人のうち利害関係者から6通、8名の意見書の提出がございました。このため、本議案は土地区画整理法の

規定により、事業計画の変更に係る意見につきまして、採択すべきであるか採択すべきでないかを御審議願うものでございます。採択すべきであると議決された場合、知事は和光市に対し必要な修正を加えるべきことを求めます。次に、採択すべきでないと議決された場合、知事はその旨を意見書の提出者に通知をいたします。

初めに、本事業の概要について御説明させていただきます。本地区は、東武東上線、東京メトロ有楽町線、副都心線の和光市駅の北口に面した、施行面積が約11.3haの東京外かく環状道路を挟んだ赤く着色した区域でございまして、平成20年12月に事業着手しております。

次に、今回の事業計画変更の主な内容でございます。和光市駅周辺においては、東京メトロ副都心線が横浜方面との直通運転を開始するなど、駅周辺におきまして商業施設や住宅などの土地利用につきまして需要が高まることを見込まれております。このため、和光市では土地利用構想の見直しを行いました。これに基づきまして、本事業の道路や公園の変更などを行うもので、具体的な主な変更内容は、歩行者専用道路の新設、歩道の増設、駅周辺の道路配置の変更などでございます。今回の意見書につきましては、極めてデリケートな意見もございしますが、意見書として本審議会で審議される内容につきましては、あくまでもこの事業計画の変更に関するものでございます。

それでは、意見書の内容につきまして御説明申し上げます。意見書の写しはお配りした「別添」に、その要旨は「参考資料」にまとめてございますが、前方のスクリーンにて御説明をいたします。意見書1、「私が入り口として使用している私道が市の道路として使用する計画であり、ただ同然に削られてしまうのは納得できない」という意見でございます。この市の道路としてというのは、区画整理事業によってということでございます。

これに対する見解でございます。意見書の提出者は、赤く着色した自宅と共同住宅を所有しており、現在黄色に着色しました行き止まりの私道を利用しております。この道路につきまして、今回の変更で、ただ今の私道に重なる位置に、新たに通り抜けが可能な歩行者専用道路、特4-3号線を計画するものでございます。この道路は、歩行者の駅へのアクセス向上……下の方に駅がございまして、災害時における避難路の確保など、生活の利便性や地域の防災性の向上に配慮し、計画するものでございます。土地区画整理法では、引き続き必要な道路として、私道を今回通り抜けいたします公道として存続させる場合、私道に代わる換地を定めず、交付しないことができることとなっております。本事業においても、同法に基づき、平成23年5月19日に本地区の土地区画整理審議会の同意を得て、私道の換地を交付しないと決められてございます。

なお、この場合、換地を交付しないとは、私道の所有者に対しまして、土地の所有権の放棄のかわりに金銭を交付することでございます。ただ同然という話がございましたが、具体的な金額につきましては、今後定める換地計画の中で決まっていくものでございますので、その時点で市から説明がなされることとなります。

次に、意見書の2でございます。意見書の2につきましては、要旨が2つございます。まず、要

旨の1、「道路位置の変更によって営業用駐車場が分断され……これはスーパーマーケットがごさいます、一体的な土地利用が不可能となり、道路利用者、店舗利用者の安全に支障をきたす」という意見でございます。

これに対する見解でございます。緑色で着色したところが現在の営業用駐車場となっております。現在既に区6—2号線は駐車場を分断しております。今回の変更で、先ほど御説明いたしました歩行者専用道路、特4—3号線とのアクセスを確保するため、区6—2号線のルートを北側に延ばすものでございます。コの字型の道路を北側に延ばすということでございまして、先ほどの黄色の歩行者専用道路と接続すると、これにより新たに駐車場の一部に分断が生じるものでありますが、区6—2号線は現計画においてもともと生活道路として計画されており、また今回の変更においても、先ほどの歩行者専用道路の黄色の部分と接続しても、歩行者専用道路でございますので、新たな通過車両を流入させるものではございません。したがって、安全上の支障を来すものではなく、駐車場としての一体的利用を妨げるものではないと考えてございます。

次に、要旨の2でございます。「道路により駐車場が大幅に削減される結果、大規模小売店舗立地法の基準を満たせなくなり、周辺地域の生活環境の保持に支障をきたす」という意見でございます。いわゆる必要な駐車台数のキャパシティがないと、周辺の地域住民に御迷惑をかけるということでございます。

これに対する見解でございます。駐車場に関しては、大規模小売店舗立地法に基づく国の指針により、必要な台数を確保することとなっておりますが、指針によれば、店舗面積などから算出される必要駐車台数は59台となっております。一方、区6—2号線の延伸によって減少する土地は軽微でございます。また、当該駐車場は借地によって確保されておりますが、本事業による土地の減歩があっても、地権者との契約が引き続き継続することにより、指針で定めた基準を超える駐車台数を確保することは十分に可能であると考えてございます。

以上のほか、仮換地に対する意見など、今回の事業計画の変更にかかわらない意見につきましては参考資料にまとめてございます。今後この仮換地に対する意見につきましては、法的に不服申し立てをする機会もございます。市では、今後も引き続き事業に対する御理解と御協力を得られるように努めていくとのことでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。
はい、どうぞ。

○須田委員 ちょっとお伺いいたします。

特4—3号線という今度新たに歩行者専用道路という説明がありました。この所を、御自宅と共同住宅ですか、お持ちの方からこんな道路は困るというお話でしたが、私どもの市でも区画整理を

何か所もやっておりますけども、こういった歩行者専用道路というのは、駅前の本当に駅へ通ずるのに歩行者が便利だというときには非常に造ってもいいかなと思いますけども、これだけですと、駅がすぐありそうな感じですけど、まだずっと先なんですよね。ですから、あそこのところに歩行者専用道路を造る効果というのが……。全体図面はありますか。大分駅まではあるんですよね。あそこだけ歩行者専用道路を造る効果というのが果たして出るのかどうか。この地権者の方は、恐らく歩行者専用道路だったらちゃんとした道路にしてもらってというのがあるんじゃないかなという気はいたします。

それと、あそこの所、大きな茶色い三角定規のようになっておりますが、あれ道路ですか、全部。特殊な道路のような気がいたします。あそこを先ほどの歩行者専用道路にした場合には、当然左折はできたとしても、右折はこっちから行ってできないだろうと思いますので、左折か右折不可の道路にしないと、当然進入も大きな道路から右折は危険だと思います。だから、歩行者専用道路にしたのかなというふうに推測をいたしますけども、地権者の方とすると、こういう歩行者専用道路というのは、車も入れないし、通り抜けができないし、関係車両は可としたとしても、使い勝手は悪いんじゃないか、そういう意図で反対というふうに言われているのかなという気がいたします。歩行者専用道路にすることの是非、それとできたらしっかりとした車道にされたほうがいいんじゃないかというふうに私は思いましたが、その辺はいかががでしょうか。

○幹事（市街地整備課長） まず、歩行者専用道路の性格の関係でございますが、先ほど御説明いたしましたように、2つの理由がございます。1つは、北側から来られる方の駅に向かう歩行者アクセス、その利用が結構多いということでございまして、一方において、図面で言うと左側の道路になりますけども、歩道はございますが、非常に歩道幅員が狭いということがございまして、安全に歩行者を和光市駅の方に導くというのが1つ。それと、消防活動等を含めた防災活動を考えますと、そこに道路があるということは防災上非常に重要だというふうに考えてございます。

意見書提出者の方は、あくまでもそこを便利な道路にしてほしいということではなくて、最初にちょっとお話ししましたが、非常にこの意見はデリケートな意見で、市がただ同然に今私が使っている私道を市の方に取り上げられてしまうと、それに対する意見だということでございます。いずれにいたしましても、これを車道にしますと、ただ今御指摘がありましたように、上に大きな交差点がございますので、出入りが非常に危険だということで、歩行者専用道路としたわけでございます。

○須田委員 分かりました。

それと、もう一点、あそこに大きなスーパーがあるんですけども、確かにスーパーの経営者からいたしますと、駐車場は借地とはいえ、スーパーの駐車場として……。小さいのを出していただけですか。出していただいたら分かります。青いところが駐車場ですね。あそこに道路を抜かれてしまうのは、店舗としての販売戦略からすると、来た方が道路の向こう側に行くというのは勘弁してほ

しいというのは分かるような気がいたします。もうちょっと店舗に協力するような道路型はできなかったんでしょうか。

○幹事（市街地整備課長） コの字型の下の方6—2号線の区画道路でございますが、実はこれを北側に延長させないと、北側の宅地が何宅地かございまして、御案内のとおり、家を建てる場合には幅員4 m以上の道路に2 m以上接道しなければいけないという条件がございますので、こういった人たちの宅地を救済することが難しいということがございます。また、駐車場につきましては、確かに面積が減ってしまいますし、道路も通り抜けになるということもございますが、区画整理によって、今不整形な形でございますが、非常に土地も整形化されますし、また先ほどの歩行者専用道路もございますが、ここから店舗のほうに行かれる方もあるということもございます、多少御不便をお掛けすることになるかとは思いますが、区画整理によるメリットも大きいというふうに考えてございます。

○須田委員 分かりました。

それから、先ほど参考意見だということの関係ないんだというお話がありましたが、地権者の方はどうしても意見を言う場を失ってしまって、こういうときに言いたいという方も出てくるので、これは区画整理の常だと思っておりますけども、1点お伺いしますが、参考資料の2ページ、意見書3で、高圧線下に仮換地されるのは困るという方がいらっしゃいます。仮換地の場合に、この方の状況がどうなのかというのは分かりませんが、少なくとも仮換地は現状換地と申しますか、自分の土地が高圧線下になってしまうというのは好ましいことではないと思っておりますので、この辺の配慮方もやっていかないといけないんじゃないかという気はします。この方の言っていることが、どこまでがエゴなのか、どこまでがどうなのか、これだけではわかりませんが、少なくとも自分の土地が高圧線下ではない方が高圧線下に行くということは好ましくないと思っておりますので、申し上げておきたいと思っております。

○幹事（市街地整備課長） 今の意見書を出された方は、既に高圧線下にあつて、換地先も高圧線下になるということで、ある意味では照応の原則に合致しているんですが、状況を見ますと、高圧線下に掛かる部分が、仮換地は現在案でございますが、少し面積的に増えているというふうに思います。ということもございます、あくまでもこれは仮換地でございますので、市、施行者と十分協議を深めていただきまして、なるべく納得していただけるような仮換地にしてほしいということで、県の方からも指導させていただきたいと存じます。

○議長（谷口） よろしいですか。どうも貴重な御意見ありがとうございます。

後藤委員さん、お願いします。

○後藤委員 意見書1の図を出していただきたいのですが、これですね、この図でも結構ですけども、要はこの新たに設置する歩行者専用道路の公共性がどれだけあつて、それに対してこの意見書を出された方がどういう不利益を被るかというところを判断しなければいけないんだらうと思うん

ですが、こういう形で共同住宅が建っていたのを削られてしまって、かなり今後の生活に大きな影響を及ぼすのではないかなというふうにも思うんです。[]の駐車場が緑に塗られている同じスケールの図がありますよね。ちょっとそっちを出してもらえますか。この[]のここにこう造ったらだめなんですか、[]さんの方の駐車場に必要な幅員で。というか、どうしてそういうことを検討されないのかなと思うんですが、この6-2の上に2つありますか、さらに、ここぎりぎりにやって、なるべく駐車台数を減らさないぐらいのことでアーバンデザインならできそうな気がするんだけど、そういうことは検討されなかったんでしょうか。

○幹事（市街地整備課長） まず、最初の御質問でございますが、この行き止まり道路につきましては、施行後も同じ幅員でございますので、新たに共同住宅を削るということはありませんが、当然区画整理でございますので、減歩はかかります。

○後藤委員 これを潰さなきゃいけないんじゃないんですか。移転するんですか。

○幹事（市街地整備課長） 移転は出てきます。

○後藤委員 そうすると、2世帯分収入が減るんじゃないですか。

○幹事（市街地整備課長） 区画整理の減歩の中で、アパート経営がすべてできなくなるとか、そういうことはございません。現在建っている建物については、基本的にその面積は保障することがほとんどでございます。その場合は、どうやって操作するかという、土地を削られない分、清算金徴収ということで、均衡を保つというのが一般的な考え方でございます。駐車場につきましても、実際この方の意見につきましては、今も区6-2号線が駐車場を分断していますが、さらに延ばすことによって分断されて、一体的な駐車場としての土地利用がしづらいということと、区画整理でございますので、その幅員、その道路の部分だけではなくて、減歩というのが掛かります。ここの平均減歩は約20%となっておりますので、現在の駐車場に単純に8掛けぐらいの能力になってしまうということございまして、これについて心配をされているということございまして、現在ありますあの道路の位置については、特にお話がございませんので、もしまた違う道路を入れるとか、またずらすとかいうことになりますと、またいろいろな方の意見の利害調整等も出てきますので、あくまでも駐車場の方の御意見というのはそういうことでございます。分断と、はっきりは言っていないけど、減歩によって駐車場が小さくなってしまわないかと。それとさらに、現在の青で書かれております駐車場は借地でございますが、土地を持っている方が今回区画整理をやることによって、かなり道路が密に、ある意味では便利に入ってきますので、駐車場ではなくて例えばアパート経営をしたいとか、そういった危惧といたしますか、御心配といたしますか、その辺のこともお考えじゃないかなというふうに推測しております。

○議長（谷口） 先ほど写真を見せていただいたときに、突き当たりのところの共同住宅みたいなやつは、あれは意見書を出された方とは別の所有ですよ。意見書1の方は、この横の2つ並んでいるものであって、そういうことですよ。

○幹事（市街地整備課長） 意見書を出された方が利用している共同住宅でございまして、手前が自宅、向こう側が共同住宅です。

○議長（谷口） では、図がちょっと違っていませんか。

〔「両方持っているんでしょう」と言う者あり〕

○議長（谷口） 奥が共となっているところが書かれているんですね。わかりました。すみません。

〔「自宅とアパートの両方持っている方」と言う者あり〕

○議長（谷口） そういうことですね。

いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○荒川委員 補償金は後でということなんだけど、ただ同然とかというのが不満の大きな要素なんでしょう。これを判断するのも、ただ同然なのか、ただ同然って幾らなのか、その辺をおおよそでも聞いてみたいんだけど、分からないですか。

○幹事（市街地整備課長） 個人の情報公開の問題もございまして、ここで一般的に言える範囲でお答え申し上げますと、本区画整理事業におきまして土地評価基準というのが定められております。これは、評価員という方々を選びまして、土地の鑑定士とか不動産鑑定士とか、そういう方々でございまして、その人たちの承認を得て土地評価基準というのが定められています。その中で、公共性の高い道路、例えば今回みたいな私道路で固定資産税がかかっている道路につきましては3割、税金がかかっていない道路については1割が土地評価基準で定められてございます。つまり一般の宅地評価額に比べて3割を掛けたり1割を掛けたり、そういうことになります。

○議長（谷口） よろしいですか。

松村委員さん、お願いします。

○松村委員 1点確認なんですけれども、先ほど大規模小売店舗立地法で定められているこの
■さんの店舗面積に対しての必要駐車台数が59台というふうにおっしゃって、それは確保できるのか、この大規模小売店の方が心配なさっているということなので、もしもその59台に足りなければ、その
■さんの販売面積を減らすとかということにもなってきますし、それは大規模小売店舗立地審議会という埼玉県の審議会で審議を経なくてはいけない計画変更にもなってきますし、その辺は台数は足りているのかどうかという、今の店舗面積に対する駐車台数が足りているのかということだけ確認させてください。お願いします。

○幹事（市街地整備課長） ただいまの大規模小売店舗立地法の関係でございまして、法律にはないんですけども、配慮方針の中で周辺環境に配慮することということで、その中に駐車場についても項目がございまして、それによりますと、その店舗の利用形態、つまり店舗面積であるとか、自動車を利用する方々の割合、ピーク時の交通量等々から59台と今回定められたものでございまして、私どもにおきまして、6月でございまして、また年末とかになると違うと思っておりますが、3日

間、ピークと思われる夕方に調査したところ、駐車台数が44台から58台あったということで、まさにこの59台というはある意味では適正な台数かなというふうに思っていますが、いずれにいたしましても、現在の面積だと、それ以上にとめられるスペースがございます。それが将来の減歩等によって2割程度削減されることが予想されます。しかしながら、その前提となるのは、あくまでも地権者の方が、これは借地でございますので、引き続き駐車場としてこの方にお貸ししたいというのが前提になりますので、その部分はちょっとデリケートな話がございます。

○議長（谷口） ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

はい、どうぞ。

○和田委員 最初の御説明のことで先にちょっと御確認したいんですけど、この都計審にかけられましたよね。これで是とした場合に、これを和光市に戻して、これは計画どおり進めなさいという結果になると。一番最初にありましたよね。意見書が出ている段階で、ここで是とした場合にはその後の取り扱いはどうなっていくのか。

○幹事（市街地整備課長） 是ということは、この意見書について採択すべきでないということですね。その場合は、知事から意見書提出者にこの意見につきましては採択できませんということを御通知申し上げるという手続になります。

○和田委員 その場合、これは和光市で進めているわけですけど、地権者との交渉とかこの区画整理事業の進捗について、例えば強制的に実施するとか、そういう手続的なことに次はつながるということはあるんですか。

○幹事（市街地整備課長） これも先ほど少し申し上げましたが、この後仮換地の指定通知というのがございます。そのときに地権者の方は行政不服審査法に基づく不服審査請求ができます。これは知事あて不服審査請求が出されまして、知事がそれでも認められないと言った場合は国土交通大臣に対して再審査請求ができます。それでも認められないと言われた場合は、もうこの意見については全く棄却といいますか、認められないという判断がございますので、今後何回も地権者の方々にとっては意見を言う機会もありますし、またこれに対して行政が第三者機関を入れて御説明する機会もあります。さらに申し上げれば、その後、区画整理法の深みに入って申しわけないんですけど、換地計画案の縦覧というのがありまして、これに対しての意見書が出せます。何重もの地権者の方々が御主張できる場がございます。実際こういった中で過去仮換地案が修正されたこともございます。

○和田委員 それを聞いてちょっと安心したんですけども、なぜかといいますと、意見書1、デリケートな問題であるということで、その3割とか1割というお話をいただいてちょっと納得できたんですけども、例えばこの意見書をここで扱う場合に、この意見書を提出された方はただ同然で削られてしまうから困るんだということで意見書が出されて、それをここで判断するのに、この見

解でいきますと、今後の換地計画の中で決まるものであり、その時点で市から説明がなされるものであるというのが見解、要するにそちらの考え方でというと、この互換性でいくと、この審議会ですどちらをとるかということになってしまうので、もう少し慎重に行っていくべきじゃないかなという印象を受けますけど。

○幹事（市街地整備課長） 確かに今委員さんからございましたように、果たして今事業計画の案に関する御審議でございますので、土地がただ同然に取られてしまうということをこの場に出すかどうかというのは、我々としても非常に悩ましいところで、悩んだところもあるんですが、基本的に提出された意見につきましては、明らかに事業計画に係わらないものを除いて、なるべく広く取り上げて審議会にお諮りしたいという気持ちが1つございます。実は同じような意見をお持ちの方もいるんですが、その方の場合には新たな道路がそこにはないんです。今回につきましては、事業計画の中で新たに歩行者専用道路が設置されているという意見のため、付議させていただいたものでございます。そういった意味でもちょっとデリケートな案件ではなかったかなというふうに思います。

○和田委員 分かりました。

○議長（谷口） いかがでしょうか。

後藤委員さん、お願いします。

○後藤委員 この意見書1の方は、換地を定めないと決められたと書かれているので、もう換地はできないわけですね。ですから、減ることはもう事実ということなんですね。今仮換地において不服申し立てができるというお話がありましたけど、それはこの意見書1の方は該当しないということですね。違うんですか。

○幹事（市街地整備課長） あくまでも現段階においては事業計画の変更に関するもので、仮換地の指定がなされた段階で私はこのただ同然にこの土地の評価をされるのは不服だということであれば、不服審査請求であるとか意見書を提出したり、そういった機会はございます。ただ、この場合は、先ほどお話ししましたが、本地区の土地区画整理審議会並びに土地評価委員会、その中で、こういった道路については極めて公共性が高い道路であって、土地の評価につきましては低いということが事前に定められてございますので、その面からいうと、意見を出されても、採択される可能性は低いのではないかなというふうに思っております。先ほど高圧線の話がございましたけども、そういった問題につきましては、つまりその審査基準で事前に定まったものがございませんので、そういった場合については、仮換地の変更がなされる場合があるということでございます。

○議長（谷口） はい、どうぞ。

○須田委員 どうしてもこういった歩行者専用道路というのは、今お話があったように公共性の高い道路をお持ちなんです、今この方は。ですから、それに対して、要するに自分の土地だと思っても、公共性が高ければ換地してもらえないわけですから、そのことをおっしゃっているんだろうと。だったら思い切って、歩行者専用道路ではなくて、車も通れるような本当の車道の道路を造っ

てもらった方が土地の評価はうんと上がるわけなんですよね。使い勝手も非常によくなる。だから、あそこは歩行者専用道路じゃなくて、ちゃんとした公道に面するようにしてあげたほうが理解が早いんじゃないかと思うんですが、これは和光市さんのお考えなんですけど、もう一回お聞きしますが、その辺のお話は地権者の方とはされたんでしょうか。

○幹事（市街地整備課長） 地権者の方から出されているのは、あくまでも土地の評価に関するものでございますが、あそこは通常の道路にしますと、私どもも現地を見ましたけど、上の道路が宮本清水線、都計道、18m、この交通量が非常に多くて、その右左折があると。また、交差点のコーナーのところがございますので、非常に危険かなと。さらに、そこに車がどんどん入ってくるようになりますと、先ほどの■■■■さん、駐車場の分断性もさらに強化されてしまうという観点がございます。それと、これは推測で大変申し訳ございませんが、今赤色で出されている意見書提出者の方につきましては、大きな道路に近いですが、ある程度静かな環境で生活されているわけございまして、果たしてそれが車道となった場合は、また新たな御意見を出されることもあり得るかなというふうに思っております。

○議長（谷口） よろしいですか。車道にすると、それだけ幅も要りますよね。そういうのもあるのかな。いかがでしょうか。

先ほどどなたかから御質問が出たように、我々が行うということになっていることは、最初のスライドにありましたように、採択すべきかどうかということですね。それをここでお決めいただくということになっております。

はい、どうぞ。

○和田委員 先ほど清算金で3割、1割って出たんですけど、その意味を勘違いしたのかもしれませんが、土地評価価格みたいな、それに対して上乘せする3割、要するに1.3倍なのか、それを100として3割、30%なのか、その辺を勘違いして聞いたんじゃないかと思うんですけど、だとするとこの意見書を出された方の御意見の私のとらえ方が全く違ってくるので、確認させてください。

○幹事（市街地整備課長） 本地区土地区画整理事業土地評価基準第16条、私道等の評価について、これにつきまして、一般宅地に乗じて修正率、固定資産税が課税されているところについては0.3を掛ける、非課税のところは0.1を掛ける、つまりほぼ3分の1か10分の1になるということでございます。一般宅地に比べてです。

○和田委員 ですから、これに関しては評価額に対して3割で決定するということですよ。それを意見書の方はただ同然になるというふうにおっしゃっているわけですよ。ちょっとこれは調整されたほうがいいような印象です。どうしてもここで決定しなければならないのか。その後、二重三重にこの意見書を出された方に権利もあるようですから、それはそれでいいですけども、その辺の調整というのは、対価の面でこれは全くないということですか。この意見書を出された方の中のそういう金額の決定というか、その調整というのは全くあり得ないんですか。今のののっとして

行わざるを得ないということですか。

○幹事（市街地整備課長） この評価に関しましては、この方以外でも同じような評価でされる方もおります。意見書を出されている方もいますし、意見書を出されていない方もいる。事前に評価委員会の中で、こういった私道等につきましてはこの修正率で行こうということが決まっております。そういった流れからすると、どうかなという感じがしますが、いずれにしても審議会の原理原則からいえば、先ほど言いましたように、採択すべきであるということであれば、本事業計画の修正を求めるといってごまかしてはなりません。いわゆる評価基準の修正ではないです。

○議長（谷口） だから、我々が議論できることとできないことと分けられているので、そのところの割合を変えてくださいというふうなことはこの場では規則的にはできないということですね。

はい、どうぞ。

○鈴木委員 お尋ねしますけども、私の地域でも区画整理でいろんな条件闘争がありまして、最終的には区画整理しようという結論になったときに、清算金というんですかね、実際に条件闘争の中で清算金で話し合いをして解決するというケースがあったように記憶しているんです。そういうことというのは、このケースは当てはまらないんですかね。

○幹事（市街地整備課長） 一般に清算金につきましては、例えば20坪の土地に家が建っていたと、非常にこれは狭いですよね、そこで例えば20%なんていう減歩をしてしまうと、その方は住めないということになりますので、また一方において大きな土地を持っている方がいて、その人の土地を例えば減歩で30%削ったと、その均衡を保つためには、不均衡を修正するためには、土地でとれなかった方については清算金で調整させていただく、土地をうんと御提供していただいた方には、場合によっては清算金を交付する、お金を差し上げるということもごまかしてはなりません。そういった中で、土地の面積の多寡と金銭の修正の中でバランスをとっていくのが区画整理事業でございます。今回の私道については、非常に個人の情報の観点があって、お話しづらいところがあるんですけど、いわゆる一般宅地であれば、固定資産税って決まっていますよね。皆さんそれだけの額をお払いしているわけになります。今回につきましては、私道という色彩がございますので、そういった観点からも御推察いただければなというふうに思います。

○和田委員 分かりました。

○議長（谷口） 議論もほぼ出尽くしたかと思うんですが、以降の本件に関する進め方なんですけれども、まずこの意見書1、2、ございましたけれども、それを合わせて採択すべき意見書の意見があるという方に最初に挙手願おうと思っております。もしも挙手多数であった場合には、どの意見書のどの部分を採択すべきかということを引き続きお尋ねするという形になるという進め方で進めさせていただきます。

それでは最初に、全体を御覧になって、今回御説明いただいた意見書の中で、採択すべき意見書

の意見があるというふうに思われる方、この方はまず御挙手いただけますでしょうか。いらっしゃいますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○議長（谷口） いらっしゃらないということになるんですが、挙手の方いらっしゃらないですか。

〔挙手する者なし〕

○議長（谷口） それでは、挙手ゼロでございますので、本案件につきましては、この審議会といたしましては採択すべきではないという形というふうにいたします。非常に難しく、御審議どうもありがとうございました。

すみません。お疲れのところ申し訳ないんですが、まだございますね。あと、建築基準法の案件がございます。次に進めさせていただきたいと思います。

ここからは、建築基準法に基づき、敷地の位置について都市計画上の支障の有無を審議する議案となります。

次の議第4991号、4992号は、いずれも越谷都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置についてですが、この2議案は関連がございますので、一括して議題に供します。

それでは、幹事に議案説明をお願いいたします。

○幹事（建築安全課長） 建築安全課長の橘でございます。これから御説明いたします2議案は、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく許可に際し、産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関して御審議いただくものでございます。

着席して御説明させていただきます。前方のスクリーンを御覧ください。まず、議案の説明の前に建築基準法第51条について御説明申し上げます。都市計画区域内において産業廃棄物処理施設などを新築等する場合には、都市計画でその敷地の位置が決定していることが必要でございます。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合には立地が可能となります。特定行政庁である許可権者は、さいたま市など11市はそれぞれの市長、11市以外は埼玉県知事となります。この許可に当たっては、都市計画を定める場合と同様に、施設の種別に応じて、産業廃棄物処理施設については県の都市計画審議会、一般廃棄物処理施設等については市町村の都市計画審議会の議を経ることとなっております。これから御説明いたします2議案は、産業廃棄物処理施設に関して、敷地の位置の都市計画上の支障について御審議をお願いするものでございます。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。議第4991号及び議第4992号は、同一事業者による同一の工業団地内の計画であるため、続けて御説明いたします。本工業団地は、吉川市と松伏町にまたがっており、計画地は吉川市と松伏町内にそれぞれございます。

まず、議第4991号「越谷都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を御説明させていただきます。議案書は277ページから283ページとなっております。敷地の位置は、越

谷都市計画区域内にある吉川市でございます。吉川市は、県の東部に位置しており、都心からおおむね25kmに位置しております。

その敷地の位置について御説明いたします。図面の右側の赤く塗った位置でございます。松伏町役場から東に約2.4km地点の工業専用地域内に位置しております。

拡大図を御覧ください。敷地の位置は、赤く示した吉川市旭3-1でございます。既存の工場の敷地内に処理棟を増築するものでございます。

当該敷地では、平成9年から油水分離施設において廃油の処理を行っておりますが、当時は廃油を有価物、有償で取り扱っていたため、廃棄物に該当しておりませんでした。その後、平成21年から産業廃棄物に該当する無価物、無償で取り扱う廃油の取り扱いも始めましたが、その時点では建築行為や処理施設の入替え等がなかったことから、建築基準法第51条ただし書き許可を要しませんでした。今回建築物の増築があり、実態的な変更が生じることから、許可の取得が必要となったものです。

車両の進入位置につきましては、敷地の南側の市道1-317号線から西側の市道1-316号線、市道1-399号線及び市道1-102号線を通り、県道越谷野田線を利用する計画でございます。

続きまして、敷地の配置について御説明いたします。画面の左上側を北としております。画面右側の南東側が車両の出入り口となります。幅員10mの市道1-317号線でございます。赤く囲まれている部分が敷地の位置で、敷地面積は4,025.21㎡でございます。

青色の部分が建築物でございます。画面下側の黄色い部分が廃油の油水分離施設でございます。当該施設では、ガソリンスタンドや自動車整備工場から排出される廃オイルを再生重油とそれ以外に分類し、再生重油はガラス製品をつくる際の熱原料として再利用を行っております。

当該施設の立地について吉川市へ意見照会したところ、都市計画上支障がない旨の回答を得ております。県といたしましても、この敷地の位置について、立地条件や敷地の計画から、都市計画上支障がないものと考えております。以上が議第4991号の概要となります。

続きまして、議第4992号「越谷都市計画区域内における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を御説明させていただきます。議案書は285ページから291ページとなっております。敷地の位置は、越谷都市計画区域内にある松伏町でございます。松伏町は、県の東部に位置しており、都心からおおむね30kmに位置しております。

その敷地の位置について御説明させていただきます。画面右側の赤く塗った位置でございます。松伏町役場から東に約2.2kmの地点の工業専用地域内に位置しております。

拡大図を御覧ください。敷地の位置は、赤く塗った位置でございます。松伏町田島東1-4でございます。汚泥の脱水施設、廃油の油水分離施設、廃酸、廃アルカリの中和施設及び廃プラスチック類の破碎施設を新たに設置するものでございます。

車両の進入路につきましては、敷地の東側の市道1-316号線から市道1-399号線及び市道1-

102号線を通り、県道越谷野田線を利用する計画でございます。

続きまして、敷地の位置について御説明いたします。画面の上側が北としております。画面右側の東側が車両の出入り口となります。幅員16mの市道1—316号線でございます。赤く囲まれている部分が敷地の位置で、敷地面積は8,223.02㎡でございます。

青色の部分が建築物でございます。画面左側の黄色の部分は、12基の産業廃棄物処理施設でございます。食品加工工場から排出された廃プラスチックを破碎施設で破碎し、プラスチックへの再利用を図るものです。汚泥を脱水施設で処理を行い、セメント製品の原材料として再利用を行う計画です。また、工場からの廃液を中和施設で、廃油を油水分離施設で処理し、セメント製品の原料として再利用を行う計画です。

当該施設の立地について松伏町へ意見照会したところ、都市計画上支障がない旨の回答を得ております。県といたしましても、この敷地の位置について、立地条件や施設計画等から、都市計画上支障がないものと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○井上直子委員 両施設の排水については、どのような方法で処理していくんでしょうか、お聞かせください。

○幹事（建築安全課長） 工業団地内で公共下水が入っておりますので、そちらに排水するという計画になっております。

○井上直子委員 うちのほうの土地改良区の用水路が両側に走っておりますので、万が一そこへ油の流れ込みでもあったときは大変なことになりますので、よろしくひとつその点配慮してください。

○議長（谷口） ありがとうございます。

他に御意見、御質問ございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（谷口） よろしいでしょうかね。

それでは、議第4991号及び4992号、この議案について一括して採決を行います。

本案について、都市計画上支障がないと認めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） 御異議ないものとして、本案は都市計画上支障がないと認めることといたします。

皆様、長い間、本当に今日は審議いろいろいただきまして、どうもありがとうございました。御協力御礼申し上げます。

それでは、傍聴者の方々につきまして、事務局の指示に従って御退席いただけますでしょうか。

傍聴者の方が退席されるまで、委員の方はちょっとお待ちいただくこととなります。

〔傍聴者退場〕

○議長（谷口） それでは、ここで私の議長の任を解かせていただきまして、進行を事務局にお返し
したいと思います。どうもありがとうございました。

○事務局 本日は、委員の皆様におかれましては、熱心な御審議をいただきまして、まことにありが
とうございました。

それでは、これもちまして本日の審議会を閉会といたします。

本日はどうもありがとうございました。

午後4時09分 閉 会